

業務委託契約書（案）

- 1 業務名 沖縄県難病等管理システム構築・導入委託業務
- 2 履行期間 この契約の締結の日から令和9年3月31日まで
- 3 委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金 円)

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 4 契約保証金 沖縄県財務規則第101条第2項第1号及び3号に該当する場合、契約保証金は免除するものとする。

上記委託業務について、委託者 沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と受託者 会社名 代表氏名（以下「乙」という。）とは、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従い誠実に委託業務を実施し、その成果を甲に引き渡すものとする。

（総則）

第1条 乙は、契約書に定めるほか、別紙「沖縄県指定難病等管理システム構築・導入委託業務 調達仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の履行期限までに、頭書の委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

（業務計画）

第2条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む業務計画書を契約締結の日から10営業日以内に提出しなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務工程
- (3) 業務履行体制

（業務の実施場所）

第3条 乙の委託業務の実施場所は、甲が指定する場合を除き、乙の定める場所とする。ただし、甲の施設内においては、甲の指示に従うものとする。

（器材等費用）

第4条 委託業務の実施に必要な器材、移動等にかかる費用は、各々の発信により負担する通信費を除き、すべて乙の負担とする。

（権利義務等の譲渡等）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、成果品等（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部を委託する場合において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、甲の承諾なく、成果品等（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- 3 前2項に拘わらず、本契約及び各個別契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は秘密に含まれないものとする。
 - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの。
 - (2) 既に保有しているもの。
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
 - (4) 書面により開示を承諾されたもの。
- 4 乙は、業務の処理に伴い甲より提供を受けた資料及び情報を適切に管理するとともに、業務の処理の終了時には、甲より提供を受けた資料及び情報を速やかに返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 5 本条の規定はこの委託期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティポリシーの遵守)

- 第9条 乙は、契約の履行に際し、沖縄県情報セキュリティ基本方針及び沖縄県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守しなければならない。
- 2 乙は、業務に先立ち、責任者以下、従業員に対し情報セキュリティポリシーについて教育を実施し、その旨を甲に報告しなければならない。

(履行期限の延長)

- 第10条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、あらかじめその理由を明示した書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、未済部分の契約代金の額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の損害金の支払を乙に請求することができる。

(業務の調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について、調査、報告を求め、又は必要な指示を出すことができる。

(委託業務内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間その他この契約の規定等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(成果品の納入)

第13条 乙は、仕様書に定める成果品（関連する資料を含む。）について、その期限までに甲に納入し、その検査、確認を受けなければならない。

- 2 乙は、業務の完了にあたっては、速やかに最終成果品に業務完了届を添付して甲に納入すること。
- 3 成果品の納入場所は、沖縄県保健医療介護部地域保健課とする。
- 4 乙の提出する成果品の内容に関し、検査、確認の結果、甲が不十分と認めるときは、甲は乙に対し、不十分な部分の補正を求めることができる。この場合においては、乙は自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(契約不適合責任)

第14条 前条の検査完了後、甲に納入された成果物に、契約不適合（バグ及びセキュリティホール、乙の責めに帰すべき仕様書との不一致を含む。）のあることが判明した場合には、甲は乙に対して相当の期間を定めて契約不適合の修補を請求することができる。

- 2 甲は、前項に規定する契約不適合の修補に代えて又は修補とともに、乙に対して当該契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 第1項に規定する修補請求は、前条の検査完了から1年以内に甲から請求された場合に限るものとする。
- 4 第2項に規定する損害賠償請求は前条の検査完了から1年以内に限り行使することができるものとする。
- 5 第1項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。

(契約代金の支払)

第15条 乙は、第13条の検査完了後、甲からの検査合格の通知の受領をもって契約代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず概算払いをすることができる。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 4 甲の責めの帰すべき事由により、前項の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

(所有権の移転および危険負担)

第16条 成果品の所有権は、第13条の検査完了をもって、乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項の規定による所有権の移転前に生じた成果品の棄損又は滅失等による損害は、全て乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の故意又は過失により生じた場合は、この限りではない。
- 3 第18条又は第19条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、甲はその解除により完了できない委託業務（以下「解除部分」という。）に係る経費の支払義務を免れるものとする。
- 4 第18条又は第19条の規定によって本契約が解除されたことにより、乙が委託業務の全部又は一部を完了することができないときは、乙は解除部分についての履行義務を免れるものとする。

(著作権等)

第17条 成果品の著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む。以下、同じ。）は、従前から乙が保有しているものについては乙に帰属し、新たにカスタマイズしたものについては甲に帰属するものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

- (4) 情報セキュリティポリシーの遵守がなされていないと認められたとき。
- (5) この契約の締結又は履行について、不正の行為があると認められたとき。
- (6) 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除等)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他契約に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請けが数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下、同じ。）が、排除対象者（前項各号に該当する者をいう。以下、同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

3 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

4 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、この契約に定める義務を遂行するにあたって、故意若しくは重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額は委託金額を上限とし、甲乙協議して定めるものとする。

(契約不能の場合の処理)

第21条 乙は、天災その他の不可抗力により、その責に帰することができない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分について、委託料の支払いを免れるものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所と

する。

(規定に定めのない事項)

第24条 この契約に定めのない事項又は本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則に従い、協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙 沖縄県
会社名
代表 氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うにあつては、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務について自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報
報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指
示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から
個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合
は、随時調査報告を行うものとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告
し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにおいて、乙の故意又は過失により発生した損害（第三者に及ぼし
た損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。